

社会福祉法人西海市社会福祉協議会
保育所職員処遇改善手当の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会の保育所事業に従事する職員に対する保育所職員処遇改善手当の支給に関する事項を定めるものである。

(支給対象職員)

第2条 保育所職員処遇改善手当は保育所職員として従事している全ての職員に支給する。

(保育所職員処遇改善手当額)

第3条 保育所職員処遇改善手当は、国が定める施設型給付費等に係る処遇改善加算に基づき、この処遇改善等加算を受ける期間において、別表1に定める手当額の範囲内で会長が決定し支給する。

2 処遇改善手当Ⅰは、職務内容、勤務年数、職責、勤務時間、給与のバランス等を勘案し、基準年度（加算当年度の前年度）の賃金水準以上の処遇改善を行うため、全職員へ支給する。

3 処遇改善手当Ⅱは、一定の技能・経験を有する別表1の職員（所長を除く）に対し、国が示す配分ルールに従い、基準年度（加算当年度の前年度）の賃金水準以上の処遇改善を行う。なお、手当額は、職務内容、職責、能力等を勘案し、会長が決定する。

(処遇改善臨時特例手当額)

第4条 処遇改善臨時特例手当は、別表1のとおり職務内容、勤務時間、給与のバランス等を勘案し、全職員へ支給する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月19日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 2 日に改正し、平成 30 年 6 月 15 日（平成 30 年 4 月分支給）から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 11 日に改正し、令和 4 年 3 月 15 日（令和 4 年 2 月分支給）から施行する。

別表 1

職位	処遇改善手当 I	処遇改善手当 II	処遇改善臨時 特例手当
所 長	30,000 円～ 50,000 円	—	9,000 円
主任保育士	21,000 円	39,000 円	9,000 円
副主任保育士	19,000 円	40,000 円	9,000 円
専門リーダー	18,500 円	5,000 円～39,000 円	8,500 円
職務分野別リ ーダー（中堅）	18,000 円	5,000 円～10,000 円	8,000 円
120 時間以上 パート職員	月の勤務時間に 100 円を乗じた 額	—	8,000 円
上記以外の職 員			月の勤務時間に応 じて按分